

# 市民会議報告

令和5年度第2回



【令和5年度副会長】

横田 高人 (52期) Yokota Takahito

牧田 潤一郎 (57期) Makita Junichiro

当会では、会の運営に市民の意見を広く反映させるため、第二東京弁護士会市民会議を設置しています。市民会議は、弁護士でない委員10名程度で構成され（会規上は20名以内）、毎年3回程度会議を開催して、意見交換を行っています。

2023年12月11日、当年度第2回市民会議が開催されました。市民会議の委員10名にご出席いただき（そのうち2名はウェブ出席）、貴重な意見をいただきました。

今回のテーマは、①弁護士懲戒制度について、②これからの弁護士会における法律相談のあり方について、の2つでした。

## 1 弁護士懲戒制度について

議題1では、弁護士懲戒制度について議論しました。まず横田担当副会長から現状の弁護士懲戒制度の概要等を報告した上で、委員からご意見を伺いました。

### 【当会からの報告】

- 戦前、弁護士の監督は、対立当事者でありかつ外部者である検事正や懲戒裁判所が行っていたが、戦後、弁護士に対する監督権は国家権力ではなく弁護士会に付される等、弁護士自治が広く獲得され、これにより弁護士の社会的信用が維持されている。
- 懲戒に至るまでの手続、おおむねの年間件数、懲戒処分の種類及び内容、懲戒になる事例のいくつか（依頼者への説明不足、非弁提携等）を簡単に説明した。
- 当会による立件が行われる事例（非弁提携、FATF報告義務違反等）及び検討している事例（会費未納、市民相談への通報事例）を紹介した。
- いわゆる大量懲戒請求の類型、当会での過去の件数、日弁連の検討を踏まえた現状での処理方法（手続は開始するが、弁明書を提出させることなく綱紀委員会で懲戒不相当と判断等）を説明した。
- 近時、日弁連理事会で、正当な懲戒請求を実質的に制約することにならない程度の実費（1,000円程度）の予納を求めることの是非について審議されたが日弁連総会への上程は見送られたこと、理事会で議論された賛否それぞれの理論的、実質的な理由を説明した。

### 【委員の意見】

- 会立件の問題につき、弁護士会の義務違反があった場合に、直ちに懲戒は重すぎる面もあり、単純に罰するのではなく、中間的な処理が検討できないか。
- 苦情処理の問題と懲戒請求の問題を切り分け、前者についてはIT化によるスクリーニングを図り、後者については基準を明確化した上で、人の手でしっかりと処分を検討することが大事だと思う。
- 社会の複雑化の中で、弁護士会の中でも、何が懲戒される行為なのか、研修等を通じて情報共有される必要がある。
- 何千件というレベルの大量懲戒請求は悪質・異常であり、1,000円を予納させることで防ぐことができると思う。
- 単に報道に接した上ででの心情的な不快感なら

1,000円をとってもよいが、自分の弁護士が適切に職務を遂行しなかったという主張なら、手数料を取るのをおかしい感じがする。

- 誰でも懲戒請求ができるようにするという開かれたものにしておくことは必要である。
- 懲戒請求で費用がかかるとなると、無料の苦情相談が増えて混乱を招く可能性があるのではないか。
- 大量懲戒請求問題は、1,000円を予納させることにより抑えられるかもしれないが、SNSでの情報の拡散が容易な昨今においては、根源的な本質論の検討が必要であろう。
- 1,000円問題の話を進める場合には、市民に対し、併せて懲戒制度そのものの広報も必要である。
- 理由のない大量懲戒請求を受けた弁護士の名誉回復やメンタルケアも考えてもらいたい。

## 2 これからの弁護士会における法律相談のあり方について

議題2では、これからの弁護士会における法律相談のあり方について議論しました。まず牧田担当副会長から弁護士会が行っている法律相談の現状を報告した上で、委員からご意見を伺いました。

### 【当会からの報告】

- 当会では、都内に法律相談センターを複数設けて法律相談に応じている。相談料は30分当たり5,500円（税込）が基本である。その他無料の各種電話相談、島しょ部での相談など多くの分野の相談に応じている。
- 弁護士会の法律相談センター運営委員会は、法律相談の品質・信頼維持を図るため、①相談担当を希望し、規則に定める要件を満たす会員の名簿を作成し、②相談の交代、各相談担当者の欠席、遅刻等の対応など名簿の管理をし、③事件の受任がある場合は、弁護士費用（着手金・報酬金等）の審査を行い、④依頼者から受任弁護士に対する苦情がある場合は、苦情相談窓口等で対応し、⑤デパート、自治体等外部団体との意見交換会を定期的を開催する等して市民に対する法的サービス拡充を図るといった活動を

している。

- 法律相談センターの収入は法テラスの無料相談の増加や過払金事件の減少に伴って減少傾向が続いており、近年は支出超過が続いている。これに対しては、支出削減のほか、法律相談センターのホームページの改修（東京三会共同）や弁護士アポ（二弁独自）など市民からのアクセスを改善する努力が続けている。

### 【委員の意見】

- 昨年も法律相談センターのことを議論したが、その時指摘した点に関してホームページがとても見やすくなったのと、法律相談センターを運営するために様々な取組がされていてすばらしいと思った。一方で、弁護士会として続けていくのであれば、例えば、オンラインに特化するとか、こちらから出向くサービスに特化するとか、規模の縮小等を含めて、法テラスや個別の事務所との差別化が必要だと思う。
- 弁護士アポは結構よくできていて、ここを活性化させるというのは一つの手だなどと思う。今後、オンラインになるべくシフトをして、事務的にもデジタル的に対応するということができると思う。
- 今既に30分当たり5,500円を払ってでもその相談している人たちがどういう方々かを分析して、そのような分野に広げていくということも考えられるのではないか。
- 一般に弁護士会が法律相談を行うことの期待としては、1つは品質保証、それからもう1つは、その後の手続における適正な料金というところだと思う。
- 収支の改善という観点では、30分当たり6,000円など相談料を値上げしたから相談者が少なくなるということもないのではないか。
- 税理士会や社労士会は無料で相談会をしている。弁護士の受任の窓口としての位置づけなのか、それとも、士業としての公的なサービスとしてやっているのかにより赤字を受け入れるかどうかが変わるのではないか。

